

函館市学校等給食食材購入費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウィルス感染症等の影響による食材の価格高騰を受け、給食費の保護者負担を増やすことなく函館市学校設置条例（昭和39年函館市条例第28号）第2条に規定する市立学校（高等学校を除く。以下同じ。）の児童、生徒および園児（以下「児童等」という。）に栄養バランスの良い給食を提供し、もって児童等の健康増進および食育の推進に資するため、給食の食材購入経費を支援する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、給食を実施する市立学校の校長または園長（以下「校長等」という。）とする。

(補助金の交付単価)

第3条 補助金の交付単価は別表に掲げる額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助金の交付単価に児童等に提供した給食の食数の合計を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする校長等は、学校等給食食材購入費支援補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合の給食の食数の合計は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付を受ける日の属する年度の4月1日現在における児童等の人数に、当該年度の児童等への給食実施予定回数を乗じて得た食数を上限とする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の調査により補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で速やかに補助金の交付を決定し、学校等給食食材購入費支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、校長等に通知するものとする。

- 3 補助金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3項に基づく概算払とし、市長は、前項の通知後、速やかに交付するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 5 市長は、第1項の調査により補助金等の交付をすることが適当でないと認めるときは、速やかに校長等にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちに既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による取り消しまたは変更をした場合について準用する。

（実績報告）

第9条 校長等は、補助金の交付を受けた日の属する年度の給食が終了したときは、学校等給食食材購入費支援補助金実績報告書（別記第3号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 児童等に給食を提供した食数を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか

を調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校等給食食材購入費支援補助金の額の確定通知書（別記第4号様式）により、校長等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第11条 市長は、第9条の実績報告書により報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該校長等に対して命じることができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（決定の取消し）

第12条 市長は、校長等が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、校長等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の備付け）

第14条 校長等は、当該補助事業について関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の書類については、当該補助事業の終了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第2項中、「当該年度の児童等への給食実施予定回数」とあるのは、令和4年度においては「8月25日以降の児童等への給食実施予定回数」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 別表に掲げる補助金の交付単価の額は、令和5年度から適用し、令和4年度については、なお従前の例による。

別 表（第3条関係）

区分	補助金の交付単価
市立小学校（市立義務教育学校の前期課程を含む。）	1食あたり35円
市立中学校（市立義務教育学校の後期課程を含む。）	1食あたり41円
函館市立戸井幼稚園	1食あたり34円

別記第1号様式（第5条関係）

令和 年度（ 年度）学校等給食食材購入費支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

函館市長 様

申請者

所 在 地

学 校 名

代表者職氏名

補助事業の名称 学校等給食食材購入費支援事業

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市学校等給食食材購入費支援補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 児童等への給食提供の開始および終了の予定期日

開 始 令和 年 月 日
終 了 令和 年 月 日

2 補助金交付申請額

補助金の交付単価 (円) A	児童等に提供 する給食の食数 (食) B = C × D			補助金交付申請額 (円) E = A × B
		在籍児童等の数 (人) C	給食実施予定回数 (回) D	

別記第2号様式（第6条関係）

令和 年度（ 年度）学校等給食食材購入費支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

補助事業の名称 学校等給食食材購入費支援事業

令和 年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市学校等給食食材購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

記

1 この補助事業の補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

2 この補助事業の終了期日は、令和 年 月 日とする。

3 補助金等の交付予定時期は次のとおりとする。

函館市学校等給食食材購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり概算払いとする。

月 金 円

4 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - (ア) 補助事業等を中止し、または廃止する場合。
 - (イ) 補助事業等が予定の期間内に終了しない場合または補助事業等の遂行が困難となつた場合。
- (3) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 補助事業等の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 補助事業等が終了したときは、学校等給食食材購入費支援補助金実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金等の額の確定後においても同様とする。
 - (ア) この補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または函館市学校等給食食材購入費支援補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により、補助金等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 補助事業等により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (9) 補助金の交付を受ける者は、この補助事業等について関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業等の終了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第3号様式（第9条関係）

令和 年度（ 年度）学校等給食食材購入費支援補助金実績報告書

令和 年 月 日

函館市長 様

報告者

所 在 地

学 校 名

代表者職氏名

補助事業の名称 学校等給食食材購入費支援事業

令和 年 月 日 付けで補助金の交付決定を受けた上記の補助事業について、函館市学校等給食食材購入費支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 児童等に給食を提供した期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 補助金の額

補助金の交付単価 (円) A	児童等に提供した 給食の食数(食) B	補助金の額 (円) C=A×B

※ 上記Bの提供実績等を確認できる書類 別紙のとおり

3 補助金の領収済額 金 円

4 補助金の残額 金 円

別記第4号様式（第10条および第13条関係）

令和 年度（ 年度）学校等給食食材購入費支援補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

補助事業の名称

学校等給食食材購入費支援事業

(事業の終了期日 令和 年 月 日)

令和 年 月 日付けで実績報告のあった上記の補助事業については、函館市学校等給食食材購入費支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

〔 また、補助金の交付済額が補助金の額の確定額を超えていることから、同要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の返還を命ずる。〕

記

補助金の確定額 金 円 (A)

補助金の交付済額 金 円 (B)

補助金の返還額 金 円 (B - A)

補助金の返還期日 令和 年 月 日

※ 括弧内の記載事項は、返還を命ずる必要がない場合には省略することができる。